

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 4 年 6 月 2 1 日提出

提出者	秦野市議会議員	野々山	静	香
賛成者	同	中村	英	仁
同	同	伊藤	大	輔
同	同	古木	勝	久
同	同	佐藤	文	昭
同	同	高橋	文	雄
同	同	風間	正	子
同	同	諸星		光

提案理由

小学校における 3 5 人学級への段階的な移行を踏まえ、全ての子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援体制と安全・安心な教育環境の充実を図るため、中学校における 3 5 人学級の実施、教科担任制の配置増などに対応した教職員定数改善の推進及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元することなどについて、国に意見書を提出するものであります。

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

令和3年4月1日に施行された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、小学校の学級編制の標準が5年間をかけて計画的に40人から35人に引き下げられることとなった。少人数学級の実現は、教育現場からの長きにわたる強い要望の一つであり、その必要性は中学校においても変わらない。

さらに、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するとともに、教育的ニーズに応じたきめ細かな支援体制と安全・安心な教育環境を整備するため、今後は30人学級の実現についても検討すべきである。

また、令和4年度から本格導入された小学校高学年における教科担任制は、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導などにより教育の質の向上が見込まれるほか、複数の教員による多面的な児童理解を通じた子どもたちの心の安定に資することが期待される。

一方で、教科担任制を実効あるものとするために必要な教職員の配置については、学校数に対し十分ではなく、個別の教育課題への対応に併せた継続的な教職員定数の改善が不可欠である。

これらの実現のためには、国が必要な財源を保障することで、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが必要である。

したがって、国においては、次の事項の実現に向け特段の措置を講じられるよう要望するものである。

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、30人学級の実現に向けて検討すること。
- 2 専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、複数の教員による多面的な児童理解を通じた子どもたちの心の安定に資するため、教科担任制の配置増などに対応した教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

様

秦野市議会議長 小菅基司